

# 山陽小野田市児童館条例

平成17年3月22日

条例第111号

改正 平成17年11月11日条例第237号

## (設置)

第1条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、児童館を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市有帆児童館	山陽小野田市新有帆町1番14号
山陽小野田市高千帆児童館	山陽小野田市掃山二丁目6番17号
山陽小野田市高泊児童館	山陽小野田市大字西高泊923番地
山陽小野田市小野田児童館	山陽小野田市中川三丁目3番10号
山陽小野田市須恵児童館	山陽小野田市大字小野田5228番地
山陽小野田市赤崎児童館	山陽小野田市大字小野田4402番地
山陽小野田市本山児童館	山陽小野田市大字小野田482番地

## (利用者)

第3条 児童館は、次に掲げる者が利用することができる。

- (1) 義務教育の課程を終了するまでの児童
- (2) 育児相談等を受けようとする者
- (3) 子供会等の児童福祉関係団体

## (事業)

第4条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別的指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。

(5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

(指定管理者)

第5条 市長は、児童館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に児童館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 前条の規定により指定管理者に児童館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に児童館の管理を行わなければならない。

(利用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、児童館を利用することができない。

- (1) 利用者が児童館の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 児童館の管理上支障があるとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市児童館条例（平成7年小野田市条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年11月11日条例第237号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山陽小野田市児童館条例第5条の規定により児童館の管理を委託しているときは、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

